

ひとり親家庭のための しおり

令和6年4月
発行

子育て応援課
〒726-8601
府中市府川町315番地
☎0847-44-9147(子育て企画係)
☎0847-44-9146(こどもサポートチーム)

府中市



も く じ

はじめに

- ・はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・P.1
- ・ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）とは・・P.1
- ・ひとり親家庭相談・・・・・・・・・・P.1
- ・離婚する前に・・・・・・・・・・P.1
- ・離婚時に決めておくこと・・・・・・・・P.2
- ・離婚を考えている方へ～法務省～・・・・P.3
- ・離婚に伴う主な手続き（チェックリスト）・・P.4

1. 手当・医療費助成・福祉資金など

- ・児童扶養手当・・・・・・・・・・P.6
- ・児童手当・・・・・・・・・・P.6
- ・生活保護・・・・・・・・・・P.6
- ・ひとり親家庭等医療費の助成・・・・P.6
- ・こども医療費の助成・・・・・・・・P.6
- ・JR通勤定期乗車券の特別割引・・・・P.6
- ・母子・父子・寡婦福祉資金・・・・P.7
- ・生活福祉資金・・・・・・・・・・P.7
- ・市民税の控除・・・・・・・・・・P.7
- ・国民年金保険料の免除・・・・・・・・P.7
- ・配偶者が亡くなられた、障害をお持ちになられた場合の年金・・・・P.7

2. 仕事のこと

- ・公共職業安定所（ハローワーク）・・・・P.8
- ・広島県ひとり親家庭サポートセンター・・P.8
- ・母子・父子自立支援プログラム策定事業・・P.8
- ・ひとり親家庭住宅支援資金・・・・P.8
- ・高等職業訓練促進給付金・・・・・・・・P.9
- ・自立支援教育訓練給付金・・・・・・・・P.9
- ・ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金・・P.9
- ・介護職員研修受講費補助金・・・・P.9

3. 子育てのこと

- ・保育所（園）・・・・・・・・・・P.10
- ・放課後児童クラブ・・・・・・・・P.10
- ・児童館（府中市こどもの国ポムポム）・・P.10
- ・一時預かり事業・・・・・・・・・・P.10
- ・地域子育て支援拠点・・・・・・・・P.10
- ・子育てステーション・・・・・・・・P.11
- ・ひとり親家庭等日常生活支援事業・・・・P.12
- ・養育支援訪問事業・・・・・・・・P.12
- ・子育て世帯訪問支援事業・・・・P.12
- ・ショートステイ・トワイライトステイ・・P.12
- ・ファミリーサポート事業・・・・・・・・P.12
- ・障害をお持ちの児童を養育している
場合の制度・・・・・・・・・・P.12

4. すまいのこと

- ・母子生活支援施設・・・・・・・・・・P.13
- ・公営住宅・・・・・・・・・・P.13
- ・三世帯同居近居支援事業・・・・・・・・P.13
- ・住居確保給付金・・・・・・・・・・P.13

5. 子どもの就学のこと

- ・義務教育就学援助・・・・・・・・・・P.14
- ・高等学校等就学支援金・・・・・・・・P.14
- ・高校生等奨学給付金・・・・・・・・P.14
- ・高等学校等学びの变革環境充実奨学金・・P.14
- ・高等学校等奨学金・・・・・・・・・・P.14
- ・定時制及び通信制課程
修学奨励金・教科書給与・・・・・・・・P.14
- ・私立高等学校授業料等軽減補助金・・・・P.14
- ・高等教育の修学支援新制度・・・・・・・・P.15
- ・日本学生支援機構奨学金・・・・・・・・P.15
- ・母子・父子・寡婦福祉資金（修学資金・
就学支度資金）・・・・・・・・・・P.15
- ・生活福祉資金（教育支援資金・福祉資金）・P.15
- ・国の教育ローン（日本政策金融公庫）・・P.15

6. 各種相談

- ・児童相談・・・・・・・・・・P.16
- ・女性・DV相談・・・・・・・・・・P.16
- ・家庭相談・・・・・・・・・・P.16
- ・こどもの発達相談・・・・・・・・・・P.16
- ・まごころ相談・・・・・・・・・・P.16
- ・こころの健康相談・・・・・・・・・・P.16
- ・教育相談・・・・・・・・・・P.17
- ・納税相談・・・・・・・・・・P.17
- ・民生委員・児童委員・・・・・・・・P.17
- ・小児科・産婦人科オンライン相談・・・・P.17
- ・府中市消費生活センター・・・・・・・・P.17
- ・ふくし相談センター・・・・・・・・P.18
- ・府中市くらしサポートセンター・・・・P.18
- ・ひとり親家庭サポートセンター・・・・P.18

7. 主な相談機関・・・・・・・・P.19

8. 医療機関など・・・・・・・・P.19

9. その他

- ・府中市公式ホームページ・・・・・・・・P.20
- ・府中市子育てハンドブック・・・・・・・・P.20
- ・広報ふちゅう・・・・・・・・・・P.20
- ・facebook 府中市役所（広島県）・・P.20
- ・府中市子育てハンドブック・・・・・・・・P.20
- ・府中市公式アプリ「MY府中」・・・・P.20

はじめに

府中市ではこの「ひとり親家庭のためのしおり」を作成し、ひとり親家庭の方、現在離婚を考慮おられる方、ひとりで出産や子育てを迎える方等に、さまざまな制度や支援サービスをご紹介します。ひとりで悩まず、相談してください。

ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）とは

次のいずれかに該当する方が、20歳未満のこどもを扶養している家庭

- ・ 配偶者と離婚
- ・ 配偶者が死亡
- ・ 配偶者の生死不明
- ・ 配偶者から遺棄されている
- ・ 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって働けない
- ・ 婚姻によらないで母（父）となった など

ひとり親家庭相談

母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の方が抱えているさまざまな悩みごとの相談相手となり、自立のための支援や問題解決のお手伝いをしています。

母子・父子
自立支援員
による相談

<日 時>月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）
8：30～17：15
<場 所>子育て応援課
<問い合わせ先> ☎44-9146

離婚する前に

<離婚の種類>

きょうぎりこん
協議離婚

お互いに話し合い、離婚に合意して離婚届を提出すれば、離婚は成立します。協議内容などは口約束ではなく、書面に残しておくようにしましょう。「（できれば「公正証書」にするのがよいでしょう）。」

ちょうていこん
調停離婚

お互いに折り合いがつかない、離婚の合意ができない場合、家庭裁判所の調停委員会（裁判官と調停委員）が間に入り、双方の話し合いを進める方法です。合意ができれば調停調書が作成され、「調停成立後10日以内に」離婚届を提出します。

さいばんりこん
裁判離婚

調停では合意に至らない場合、家庭裁判所に離婚請求の裁判をすることができます。裁判所から離婚の判決が出て、「確定後10日以内に」離婚届を提出します。



<離婚時に決めておくこと>

しんけんしゃ 親権者

親権とは、こどもを養育、監護する親の権利・義務のことです。婚姻中には夫婦が共同して親権をもつことになりますが、離婚の際にはどちらか一方の親が親権を持つことになります。

このうじへんこう 子の氏変更 (名字)

親の離婚後のこどもの氏は、離婚前と同じです。離婚して氏が変わった親と同じ氏にしたいという場合は、子の氏変更手続きが必要です。家庭裁判所へ「子の氏の変更許可申立」の手続きをした後に、役場で入籍届を提出する必要があります。

よういくひ 養育費

養育費とは、こどもを監護・教育するために必要な費用のことです。親のこどもに対する養育費の支払義務は、親の生活に余力がなくても自分と同じ水準の生活を保障するという強い義務（生活保持義務）だとされています。養育費はこどものためのものですから、離婚時にきちんと取り決めておくようにしましょう。口約束ではなく、書面に残しておくようにしましょう（できれば「公正証書」にするのがよいでしょう）。

おやここうりゅう 親子交流

親子交流とは、こどもと離れて暮らす親と子どもが定期的、継続的に会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流することです。親子交流の方法や時期、回数などについては、こどもが安心して親子交流を楽しめるように、こどもの年齢や健康状態、生活状況等を考えながら無理のないように決めることが大切です。親子交流の取り決めは、紛争が生じないように、書面に残しておくようにしましょう。

いしゃりょう 慰謝料

夫婦の一方に「責任がある」行為が原因で離婚に至った場合、慰謝料を請求できる場合があります。請求したとしても必ず認められるものではありません。金額も夫婦の状況により異なります。

離婚に伴う慰謝料は、「原則として、離婚後3年を経過すると請求できなくなります。」

ざいさんぶんよ 財産分与

離婚の際に、結婚生活の間に夫婦が協力して得た財産を公平に分配することです。財産分与の対象となるものは現金、土地や住宅などの不動産、車や家具などとなります。

また、借金やマイナスの財産も対象となるので注意が必要です。

財産分与は「離婚後2年を経過すると請求できなくなります。」

ねんきんぶんかつ 年金分割

離婚した場合、婚姻期間中の厚生年金や共済年金記録等を分割してそれぞれ自分の年金受給額に反映させることができます。夫婦ともに国民年金被保険者の場合は対象外となります。

年金分割は「離婚後2年を経過すると請求できなくなります。」

<離婚を考えている方へ ～法務省～>

離婚届を出す前に 大切な 養育費と親子交流の取決めを！



まずはこちらの動画をチェック
2分30秒だよ。



離婚届にある養育費や面会交流（親子交流）
のチェック欄の書き方を解説した動画

養育費や親子交流の
きほんが知りたい方

リコンの時に知って
おきたい大切なこと

ほぼ3分の動画だよ

①リコンには悩みがたくさん



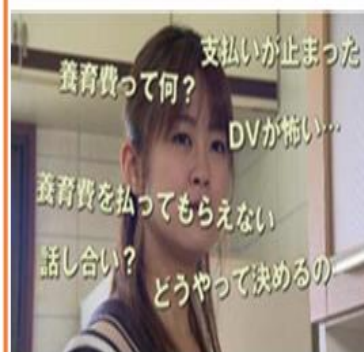
養育費・親子交流につ
いて詳しく知りたい方

パンフレット「子ども
の養育に関する合意書
作成の手引きとQ&A」



養育費について
詳しく知りたい方

養育費バーチャル
ガイダンス2021



<離婚に伴う主な手続き（チェックリスト）>

離婚の届出に伴う主な手続きを記載しています。手続きはそれぞれのご家庭の事情により異なります。事前に提出先にお問い合わせの上、ご確認ください。

戸籍に関する手続き

チェック	手続きの種類	内容（手続きの必要なとき）	提出先	備考
☐	離婚届	離婚するとき	市民課、上下支所 又は本籍のある 市区町村役場	
☐	離婚の際に称していた氏を称する届	離婚後も婚姻中の氏を使用したいとき	市民課、上下支所 又は本籍のある 市区町村役場	離婚日から3ヶ月以内
☐	子の氏の変更許可申立て	離婚で氏が別になった親子が氏を同じにしたいとき	子の住所地の 家庭裁判所	子が15歳以上→本人が申し立て 子が15歳未満→親権者が申し立て
☐	入籍届	離婚で戸籍が別になった親子が戸籍を同じにしたいとき	市民課、上下支所 又は本籍のある 市区町村役場	届出人 子が15歳以上→本人 子が15歳未満→親権者

住民票・マイナンバーカード・印鑑登録に関する手続き

チェック	手続きの種類	内容（手続きの必要なとき）	提出先	備考
☐	転居届	府中市内で住所を変更したとき	市民課 又は 上下支所	
☐	転出届	府中市外に住所を変更するとき		
☐	転入届	市外から府中市内に住所を変更したとき		
☐	マイナンバーカードの変更	氏・住所を変更したとき		
☐	印鑑登録	氏・住所を変更したとき		

健康保険・年金に関する手続き

チェック	手続きの種類	内容（手続きの必要なとき）	提出先	備考
☐	健康保険・厚生年金の扶養、氏・住所の変更	・被扶養者の変更があったとき ・氏・住所を変更したとき	勤務先	
☐	国民健康保険の加入	元配偶者の健康保険の扶養でなくなったとき	市民課 又は 上下支所	健康保険等資格喪失証明書が必要
☐	国民健康保険の変更	氏・住所を変更したとき		
☐	国民年金の加入	元配偶者の健康保険の扶養でなくなったとき		扶養からはずれた日が分かる書類（健康保険等資格喪失証明書等）が必要
☐	国民年金保険料免除申請	保険料の納付が困難なとき		
☐	年金分割	婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれの自分の年金とするとき	年金事務所	

ひとり親家庭の生活支援・子どもに関する手続き

チェック	手続きの種類	内容（手続きの必要なとき）	提出先	備考
☐	児童扶養手当	母子家庭・父子家庭になったとき	子育て応援課	
☐	ひとり親家庭等医療費の助成	母子家庭・父子家庭になったとき		
☐	児童手当	・受給者を変更したとき ・振込口座を変更したとき		
☐	こども医療費の助成	保護者、氏、住所、保険を変更したとき		
☐	放課後児童クラブ	保護者、氏、住所、世帯を変更したとき		
☐	保育所（園）	保護者、氏、住所、世帯を変更したとき		

離婚後の日常生活に関する手続き

☐ 運転免許証	☐ パスポート	☐ 車	☐ クレジットカード
☐ 預金通帳	☐ 不動産	☐ 賃貸住宅	☐ 携帯電話
☐ 電気	☐ ガス	☐ 水道	☐ 生命保険・損害保険
☐ こどもの学校	☐ （ ）	☐ （ ）	☐ （ ）



1. 手当・医療費の助成・福祉資金など

児童扶養手当

父母の離婚等により児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童、又は20歳未満で一定の障害がある児童）を養育しているひとり親家庭の父、母、又は養育者（祖父母など）に支給します。
※支給には所得制限等び一定の要件があります。

◆問い合わせ先
子育て応援課 子育て企画係
☎ 44-9147

児童手当

0歳から中学校修了（15歳に達する日以後の最初の3月31日）までの児童を養育している方に支給します。
※父母が離婚協議中などにより別居している場合は、児童と同居している方に優先的に支給されます。
※公務員の方は職場から支給されます。

◆問い合わせ先
子育て応援課 子育て企画係
☎ 44-9147

生活保護

自力で生活するための努力をしてもなお生活に困窮する時は、その程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する制度です。生活保護の給付には、生活扶助・教育扶助・住宅扶助・医療扶助・介護扶助・出産扶助・生業扶助・葬祭扶助の8種類があります。

◆問い合わせ先
福祉課 自立支援係
☎ 44-9152

ひとり親家庭等医療費の助成

健康保険に加入しているひとり親家庭等の父又は母、及び児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）が病気やけがで医療機関を受診した場合、その医療費の一部を助成します。
※所得税非課税世帯であることなどの要件があります。（毎年、所得審査を行います）

◇自己負担額
医療機関ごとに1日500円（通院は月4日、入院は月14日まで）の一部負担金が必要です。

◆問い合わせ先
子育て応援課 子育て企画係
☎ 44-9147

こども医療費の助成

健康保険に加入している児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）が病気やけがで医療機関を受診した場合、その医療費の一部を助成します。

◇自己負担額
医療機関ごとに1日500円（通院は月4日、入院は月14日まで）の一部負担金が必要です。

◆問い合わせ先
子育て応援課 子育て企画係
☎ 44-9147

JR通勤定期乗車券の特別割引

児童扶養手当受給者及びその方と同一世帯員がJRの通勤定期乗車券を購入する場合、3割引になります。
※通学定期乗車券割引等と併用はできません。

◆問い合わせ先
子育て応援課 子育て企画係
☎ 44-9147

母子・父子・寡婦福祉資金

ひとり親家庭及び寡婦の生活の安定とその児童の福祉を図るために、各種資金を無利子又は低利で貸付を行っています。

◇対象者

母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦、
父母のいない児童（20歳未満）

◇資金の種類

- | | |
|---------|---------|
| ①事業開始資金 | ②事業継続資金 |
| ③修学資金 | ④就学支度資金 |
| ⑤修業資金 | ⑥就職支度資金 |
| ⑦技能習得資金 | ⑧医療介護資金 |
| ⑨生活資金 | ⑩住宅資金 |
| ⑪転宅資金 | ⑫結婚資金 |

※リーフレット・申請書類一式は子育て応援課・上下支所市民生活係の窓口にあります。

◆問い合わせ先

子育て応援課 子育て企画係
☎ 44-9147

又は、

広島県東部厚生環境事務所
福山支所 厚生課
☎ 084-921-1411

生活福祉資金

低所得者、障害者又は高齢者の世帯に対して、生活の安定を図るため、必要な相談支援や低利又は無利子での資金の貸付を行っています。

◇資金の種類

- | | |
|---------|-------------|
| ①総合支援資金 | ②福祉資金 |
| ③教育支援資金 | ④不動産担保型生活資金 |

◆問い合わせ先

府中市社会福祉協議会
☎ 47-1294



市民税の控除

配偶者と死別・離婚後再婚していない人や未婚のひとり親などのうち、所得が500万円以下で、生計を一にする子を有しているなど、一定の要件に該当する人は、所得税及び市・県民税のひとり親控除が受けられます。

また、夫と死別・離婚後再婚していない人などのうち、ひとり親控除の対象でない人で、一定の要件に該当する人は、所得税及び市・県民税の寡婦控除が受けられます。寡婦控除やひとり親控除は、お勤め先での年末調整や確定申告、市民税申告をすることにより控除を受けることができます。
※死別には生死不明を含みます。

◆問い合わせ先

税務課 市民税係
☎ 44-9126

国民年金保険料の免除

経済的理由などにより保険料が納められない場合などに全額又は3/4、1/2、1/4が免除される制度があります。

◆問い合わせ先

市民課 市民年金係
☎ 44-9142

又は、

備後府中年金事務所
☎ 41-7421

▼配偶者が亡くなられた、障害をお持ちになられた場合の年金

◇遺族基礎年金

◇遺族厚生（共済）年金

◇寡婦年金

◇障害基礎年金 など

※共済年金の方はお勤めされていた職場に、厚生年金の方は備後府中年金事務所にお問い合わせください。

◆問い合わせ先

市民課 市民年金係
☎ 44-9142

又は、

備後府中年金事務所
☎ 41-7421

2. 仕事のこと

公共職業安定所 (ハローワーク)

仕事の相談・紹介、求人情報提供、公共職業訓練への斡旋などを行っています。

ご希望に応じて、履歴書や職務経歴書といった応募書類の添削指導や、面接のマナー・心構えについてアドバイスを行っています。

雇用保険では、失業中の生活を心配しないで新しい仕事を探し、1日も早く再就職できるよう、窓口での職業相談・職業紹介を受けるなどの求職活動を行う場合に失業等給付を支給しています。

ハローワーク府中
LINEの「友だち
追加」はコチラ⇒



◆問い合わせ先
ハローワーク府中
☎ 43-8609

広島県ひとり親家庭 サポートセンター

就業相談員が、就職先の選定、適職相談などによる就職・転職の相談や、職場の人間関係の悩みなどの相談に応じています。ハローワークとの連携や独自の求人開拓による職業紹介、履歴書や職務経歴書の書き方、面接の受け方などのアドバイスも行っています。

詳しくはホームページを
ご覧ください⇒



◆問い合わせ先
広島県ひとり親家庭
サポートセンター
〒730-0017
広島市中区鉄砲町8-6
ありみビル2階
☎ 082-227-2377

母子・父子自立支援 プログラム策定事業

母子・父子自立支援プログラム策定員が児童扶養手当受給者等を対象に、個々の生活状況や希望に応じた自立支援プログラムを策定し、就労と自立の支援を行っています。プログラム策定により自立した後も、生活状況や再支援の必要性を確認するためアフターケアを実施し、自立した状況を継続できるよう支援を行います。

◆問い合わせ先
子育て応援課 子育て企画係
☎ 44-9147

ひとり親家庭住宅支援 資金

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親家庭の母又は父に「住宅支援資金」を貸し付ける制度です。
※要件を満たせば返還免除となります。

◇貸付額
原則12か月に限り、入居している住宅の家賃（管理費および共益費を含む）の実費（上限4万円）を貸付

※リーフレット・申請書類一式は子育て応援課・上下支所市民生活係の窓口にあります。

詳しくはホームページを
ご覧ください⇒



◆問い合わせ先
子育て応援課 子育て企画係
☎ 44-9147

高等職業訓練促進 給付金

ひとり親家庭の母又は父が、就職に有利な資格を取得するために修業する場合、修業期間中の生活費の支援として、「訓練促進給付金」を、また、修了後に「修了支援給付金」を支給します。

◇対象資格

看護師・准看護師・保育士・介護福祉士・理学療法士・作業療法士・調理師・製菓衛生師・シスコシステムズ認定資格・LPⅠ認定資格など

◇支給額

①訓練促進給付金

市民税非課税世帯	月額10万円
※修業最終年	月額14万円
市民税課税世帯	月額7万500円
※修業最終年	月額11万500円

②修了支援給付金

市民税非課税世帯	5万円
市民税課税世帯	2万5千円

◆問い合わせ先

子育て応援課 子育て企画係
☎ 44-9147

自立支援教育訓練 給付金

ひとり親家庭の母又は父が、就職をめざして必要な資格や技能を習得するために、指定の教育訓練講座を受講した場合、費用の一部を支給します。

※雇用保険受給資格の有無により、補助率が変わります。

※必ず受講開始前にご相談の上、講座指定申請手続きを行ってください。

◇対象資格

介護職員初任者研修・医療事務・簿記検定試験など

◆問い合わせ先

子育て応援課 子育て企画係
☎ 44-9147

ひとり親家庭高等職業 訓練促進資金

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得をめざすひとり親家庭の親を対象に貸付を行います。

※要件を満たせば返還免除となります。

◇資金の種類

①入学準備金	貸付限度額	50万円
②就職準備金	貸付限度額	20万円

※リーフレット・申請書類一式は子育て応援課・上下支所市民生活系の窓口にあります。

詳しくはホームページを
ご覧ください⇒



◆申請書類提出及び問い合わせ先 (社福) 広島県社会福祉協議会 生活支援課

〒732-0816
広島市南区比治山本町12-2
広島県社会福祉会館1階
☎ 082-254-3413

介護職員研修受講費 補助金

介護人材の質の向上、確保を図るため介護職員研修（初任者研修、実務者研修）を修了し、市内の介護事業所等において就労する人に補助金を支給します。

◇初任者研修 上限額5万円

◇実務者研修 上限額3万円

※訪問介護員として就労した場合は加算があります。

◆問い合わせ先

介護保険課 介護福祉係
☎ 40-0222

3. 子育てのこと

保育所（園）

保護者が仕事などで家庭での保育ができないとき、保護者にかわって保育する児童福祉施設です。市内には、公立・私立・事業所が設置した保育所があります。また、地域のニーズに応じた「一時預かり」・「休日保育」・「病児保育」のサービスを行っています。

◆問い合わせ先
子育て応援課 こども施設係
☎ 44-9148

放課後児童クラブ

保護者が仕事などで留守家庭になる小学校（義務教育学校前期課程を含む）の児童に、小学校や公民館などの施設で児童の健全育成を目的に、適切な遊びや生活の場を提供します。

◇開設時間

月～金曜日 授業終了後～18:15
長期休業期間中 8:00～18:15
土曜日 8:00～18:15

◆問い合わせ先
子育て応援課 こども施設係
☎ 44-9148

児童館

（府中市こどもの国 ポムポム）

児童館であるとともに、子育て世代の皆さんを応援する子育て世代活動支援センター、また”木工のまち”府中市における「木工」の推進拠点となっています。

ウェブサイトは
コチラ⇒



◆問い合わせ先
府中市こどもの国ポムポム
府中市土生町1581-7
☎ 41-4145
＜開館時間＞9:00～18:00
＜休館日＞毎週木曜日、年末年始
（木曜日が祝日の場合は開館し、翌週

一時預かり事業

保護者の仕事、病気、育児疲れなどのため、一時的に保育を必要とする場合に利用できます。

◇各保育所

栗生保育所 ☎45-5387	下川辺保育所 ☎41-6362
上下保育所 ☎62-3101	広谷保育所 ☎47-1177

◇府中市こどもの国ポムポム
さくらほいくえん
☎54-2200

◇府中すばる幼稚園
☎41-7887

◇国府地域子育て支援センター
☎45-5558

◇子育てステーションちゅちゅ
☎46-2455

地域子育て支援拠点事業

（子育てステーション・子育て支援センター）

地域の子育て家庭が抱える育児不安や相談に対応するため、専任の保育士や子育て支援員を置き、相談やセンターの開放、子育てサークルの育成・支援情報提供などを行います。

◇子育てステーションちゅちゅ
（府中天満屋内）
☎46-2455

◇子育てステーションふらっと上下
（上下地域共生交流センター内）
☎62-2231

◇国府地域子育て支援センター
（国府保育所内）
☎45-5558

◇キッズランドMOMO
和光園地域子育て支援センター
（和光園保育所内）
☎54-2733

※日程などの詳しい内容は、子育て支援サイト「ちゅちゅ」をご覧ください。

子育てステーション

遊びの場と相談の場を統合した子育て相談総合窓口です。専門スタッフが妊娠、出産、子育てにわたり切れ目ない支援を行います。

◆遊びのひろば（利用時間）

親子が気軽に集い、遊んだり、交流できる場です。

・子育てステーションちゅちゅ（キッズゾーン）

①10:00～11:30

②13:30～16:00

・子育てステーションふらっと上下

プレイルーム 10:00～16:00

◆母子健康手帳の交付・妊婦健診の費用の助成

母子健康手帳はお母さんの健康や赤ちゃんの成長を記録する大切な手帳です。妊娠がわかったらすみやかに母子健康手帳の交付を受けましょう。

◆産前産後ヘルパー派遣事業

妊娠中から産後4か月までの間、育児や家事を支援してくれる人がいない時など、ヘルパーさんがサポートします。

◆こんにちは赤ちゃん訪問

お子さんの健やかな成長を支援するため、保健師が生後4か月までのすべての赤ちゃんの訪問をしています。

◆産後ケア事業

産後1年までの間、産院・助産院でお母さんの心身の休息やお子さんの育児等のサポートをします。

🏠府中市子育て支援サイトちゅちゅ

子育てステーション、子育て支援センター、保育所（園）に関すること、手当・支援など役立つ情報を掲載しています。子どもに人気のレシピも掲載しています。

ウェブサイトはこちら⇒



🏠母子手帳アプリ「母子モ」

妊娠時に交付する母子健康手帳をスマホなどで管理することができ、家族データの共有が可能です。主な機能は、乳幼児の身長や体重のデータ管理、記念日の記録、予防接種のプッシュ通知などです。また、市からのお知らせなども受け取ることができます。

母子モ

で検索

iphoneの人はコチラ



androidの人はコチラ



◆乳幼児健康診査

身体発育および発達の確認、病気の早期発見、保護者の育児に関するさまざまな相談に応じるなど、子どもを健やかに育てることを目的に実施しています。

◆すくすく相談

お子さんの身体計測や成長発達、食事、離乳食に関すること、ご家族のこころやかからだに関する事などの相談ができます。

◆離乳食教室・食事相談

離乳食の作り方や進め方、食材の使い方など、月齢に応じたメニューの実演をします。併せて食事相談もできます。

◆乳児体重計・乳幼児物品の貸し出し

乳児体重計、ベビーベッド、チャイルドシート、ジュニアシート、ベビーラックなどの乳幼児用品の貸し出しを行っています。

◆問い合わせ先

◇子育てステーションちゅちゅ（ネウボラ推進室）

府中市府川町186-1（府中天満屋）

☎ 46-2455 ☎ 44-6688

<開館時間>

月～金曜日9:00～17:15

第1・3土、第2・4日曜日9:00～17:15

<休館日>

上記以外の土・日曜日・祝日・12/29～1/3

◇子育てステーションふらっと上下（上下支所地域共生係）

府中市上下町上下1013-4

（上下地域共生交流センター内）

☎ 62-2231

<開館時間>

月～金曜日8:30～17:15

<休館日>

土・日曜日・祝日・12/29～1/3

🏠i-coreFUCHU（いこーれふちゅう）

公式Instagramやホームページはこちら⇒



ひとり親家庭等日常生活 支援事業

ひとり親家庭の母又は父及び寡婦が、就職活動や疾病などの理由により日常生活を営むことが難しい場合に「家庭生活支援員」を派遣し、必要な家事などの支援を行います。

◆問い合わせ先
子育て応援課 子育て企画係
☎ 44-9147

養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師等による育児指導・助言を行います。

子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に不安や負担を抱える家庭に対し、訪問支援員が家事支援・育児支援等を行います。

◆問い合わせ先
子育て応援課
こどもサポートチーム
☎ 44-9146

ショートステイ・ トワイライトステイ

保護者の疾病や疲労で一時的に養育が困難な子育て世帯を対象に、児童養護施設等で短期的に保護する子育て短期事業です。

◆問い合わせ先
子育て応援課
こどもサポートチーム
☎ 44-9146

ファミリーサポート事業

子育てを手伝ってほしい人(依頼会員)と子育てのお手伝いをしたい人(提供会員)が地域でお互いに助け合う相互援助活動です。
※会員登録が必要です。

◆問い合わせ先
子育てステーションちゅちゅ
(ネウボウ推進室)
☎ 44-6688

▼障害をお持ちの児童を 養育している場合の制度

◆身体障害者手帳

身体障害のある人が、福祉サービス・医療費の助成・運賃割引などの各種制度を利用するときに必要な手帳です。

◆療育手帳

知的障害のある人が、福祉サービス・医療費の助成・運賃割引などの各種制度を利用するときに必要な手帳です。

◆特別児童扶養手当

中程度以上の障害のある20歳未満の子どもを養育している家庭に支給されます。

◆障害児福祉手当

重度の障害のある20歳未満の在宅の子どもに支給されます。

◆重度障害者医療費助成制度

重度心身障害者・児童が医療機関で受診した場合に、保険診療の自己負担額を助成します。

◆自立支援医療（育成医療）

身体に障害を持っている18歳未満の児童が、その障害を取り除いたり、または軽くしたりする手術等の治療を指定医療機関で受ける場合に、その医療費が給付されます。

◆障害児通所支援

(児童発達支援・放課後等デイサービスなど)

◆問い合わせ先
福祉課 地域福祉係
☎ 44-9149

◆精神保健福祉手帳

精神疾患のある人が、福祉サービス・医療費の助成・運賃割引などの各種制度を利用するときに必要な手帳です。

◆自立支援医療（精神通院医療）

精神に障害のある人の通院医療にかかわる医療費の9割を公費で負担します。

◆精神障害者医療

重度の精神障害のある方を対象に、通院医療費の自己負担額の一部を助成します。

◆問い合わせ先
健康推進課 元気づくり係
(リ・フレ) ☎ 47-1310

上下支所地域共生係
(ふらっと上下) ☎ 62-2231

4. すまいのこと

母子生活支援施設

さまざまな解決困難な問題から、児童の養育が十分にできない場合、母子家庭の母と18歳未満の子どもをともに保護し、自立に向けた支援を受けることができる施設です。

◆問い合わせ先
子育て支援課 子育て企画係
☎ 44-9147

公営住宅

市内には住宅に困窮する低所得の方に対し、公営住宅があります。入居については、民間の賃貸住宅とは異なり、収入や世帯状況などの資格要件があります。

◆問い合わせ先
(市営住宅)
都市デザイン課 住宅政策係
☎ 44-9172

(県営住宅)
株式会社東急コミュニティー
〒720-0066
福山市三之丸町8-17
Kビル2階
☎ 084-973-3109

三世代同居・ 近居支援事業

市内に親世帯が住んでいて、小学生以下の子どもがいる子育て世帯が、市外から転入、または市内での転居することを支援します。支援メニューについては、住宅の取得・改修を行う「住宅購入資金補助事業」と、賃貸住宅へ入居する「賃貸住宅家賃補助事業」があります。

◆問い合わせ先
都市デザイン課 住宅政策係
☎ 44-9172

住居確保給付金

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動することなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

※一定の資産収入等に関する要件を満たしている方が対象です。

◆問い合わせ先
福祉課 自立援護係
☎ 44-9152

府中市くらしサポートセンター
(府中市社会福祉協議会内)
☎ 46-3334



5. 子どもの就学のこと

義務教育就学援助

経済的理由により、小学校・中学校・義務教育学校への就学が困難な場合、学用品費・新入学用品費・給食費・修学旅行費などの一部が支給されます。

ご希望の方は、在学している学校にご相談ください。申請は随時受付しています。

◆問い合わせ先
在学している学校
又は、
学校教育課 学事係
☎ 44-9025

高等学校等就学支援金

国公立問わず、高等学校等に通う所得等の要件を満たす世帯の生徒に対して、授業料に充てるため、「就学支援金」が支給されます。

高校生等奨学給付金

高等学校等に通う低所得者（生活保護受給世帯又は非課税世帯等）に対して、授業料以外の教育費（教科書費・教材費等）に充てるため、「奨学給付金」が支給されます。

◆問い合わせ先
（私立）在学している高等学校等
又は、
広島県環境県民局学事課
☎ 082-513-2760
（公立）在学している高等学校等
又は、
広島県教育委員会教育支援推進課
☎ 082-222-3015

高等学校等学びの变革 環境充実奨学金

高等学校等での授業で使用する生徒用ＩＣＴ端末を保護者負担で購入等する場合に、低所得者（生活保護受給世帯又は非課税世帯等）に対して、「広島県学びの变革環境充実奨学金」があります。

高等学校等奨学金

経済的理由により修学が困難と認められる高校生等を対象に、修学に必要な経費の一部を毎月貸し付ける「修学奨学金」と、中学校等３年生等を対象に、入学準備に必要な経費の一部を入学前に一括で貸し付ける「入学準備金」があります。

◆問い合わせ先
（私立）在学している高等学校等
（公立）在学している高等学校等
又は、
広島県教育委員会教育支援推進課
☎ 082-513-4996

定時制及び通信制課程 修学奨励金・教科書給与

定時制・通信制課程に在学する勤労青少年を対象に学資金の一部を貸与する制度及び教科書等の購入費用を支援する制度です。

◆問い合わせ先
（私立）在学している高等学校等
（公立）在学している高等学校等
又は、
広島県教育委員会教育支援推進課
☎ 082-513-4886

私立高等学校授業料等 軽減補助金

私立高等学校等に通う所得等の要件を満たす世帯の生徒に対して、広島県が就学支援金に上乗せして助成することにより、授業料及び施設整備費・実習費などの実質的に授業料に相当する費用や入学時納入金（入学金及び入学手続金）を軽減する制度です。

◆問い合わせ先
在学している高等学校
又は、
広島県環境県民局学事課
☎ 082-513-2760

高等教育の修学支援 新制度

経済的な理由で、大学、短大、高等専門学校（４・５年）、専修学校（専門課程）へ進学することや学び続けることをあきらめないように学費と生活費をトータルでサポートする「高等教育の修学支援新制度」が令和２年４月から始まっています。

国が一定の要件を満たした学生に対して「授業料・入学金の減額または免除」と「給付型奨学金」の支援を行っています。

なお、本制度は国または自治体の確認を受けた大学等が対象となります。

令和６年４月より制度の拡充が予定されています。詳細については、下記のホームページをご確認ください。

◇文部科学省の特設サイト「高等教育の修学支援新制度」

＜ホームページ＞

<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>

◇「奨学金の制度（給付型）」日本学生支援機構奨学金

＜ホームページ＞

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/index.html>

◆問い合わせ先
在学している学校等

日本学生支援機構 奨学金

大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）に在学している生徒・学生で、経済的理由により修学が困難な人を対象に、国が実施する奨学金です。奨学金には「貸与型」と「給付型」があります。

「貸与型」には、利子のつかない「第一種奨学金」と、利子のつく「第二種奨学金」があります。これらとあわせて入学時の一時金として貸与する「入学時特別増額貸与奨学金（利子付）」があります。

「給付型」については、上記「高等教育の修学の修学支援新制度」の項目をご確認ください。

＜ホームページ＞

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html>

JASSO

で検索

◆問い合わせ先
在学している学校等

母子・父子・寡婦福祉資金 （修学資金・就学支度資金）

ひとり親家庭の児童が経済的な理由により教育を受けることが困難な状況にある場合、修学に必要な授業料等に充てる「修学資金」と、入学・修業に必要な入学金等に充てる「就学支度資金」の貸付けを無利子で行っています。

◆問い合わせ先
子育て応援課 子育て企画係
☎ 44-9147
又は、
広島県東部厚生環境事務所
福山支所 厚生課
☎ 084-921-1411

生活福祉資金 （教育支援資金・福祉資金）

低所得世帯の学生に対し、学費の捻出が困難な場合に、入学・就学に必要な経費の貸付けを行っています。

◆問い合わせ先
府中市社会福祉協議会
☎ 47-1294

国の教育ローン

「国の教育ローン」は、高校、短大、大学、専修学校、各種学校や外国の高校、大学等に入学・在学するお子さまをお持ちのご家庭を対象とした公的な融資制度です。

受験費用（大学などの受験料、受験のための交通費・宿泊費）は、合格前でもご利用いただけます。

◆問い合わせ先
教育ローンコールセンター
☎0570-008656
日本政策金融公庫 福山支店
☎0570-079765

6. 各種相談

児童相談

子どもに関する専門相談員が、子どもに関するあらゆる相談に応じます。

◆問い合わせ先
子育て応援課
こどもサポートチーム
☎ 44-9146

虐待かも・・・と思ったら、
◇児童相談所虐待対応ダイヤル
☎189（いちはやく）番へ
お住まいの地域の児童相談所につながります。

子育てや親子関係に悩んだら、
◇児童相談所相談専用ダイヤル
☎0120-189-783

◇親子のための相談LINE

「友だち追加」はコチラ⇒



女性・DV相談

女性相談支援員が、家庭内の問題、男女関係のトラブル、DVなどの相談に応じます。

DVとは「ドメスティック・バイオレンス」の略で配偶者や親密な関係にあるパートナーからの身体的・性的・精神的・経済的暴力をいいます。ひとりで考え込まないで、まずは相談をしてください。身の危険を感じたら110番して警察に保護を求めることも必要です。

◆問い合わせ先
子育て応援課
こどもサポートチーム
☎ 44-9146

家庭相談

家庭相談員が障害のある方や子どもさんの相談に応じます。諸制度や諸手当等の紹介、家庭内での困りごとの相談にも応じていますので、まずはご相談ください。

◆問い合わせ先
福祉課 地域福祉係
☎ 44-9149

こどもの発達相談

こどもの発達に関する相談を実施しています。気になることがあればひとりで悩まずにご相談ください。

◇対象者

中学校3年生・義務教育学校9年生までのお子さんとそのご家族

◆問い合わせ先
子育てステーションちゅちゅ
（ネウボラ推進室）
☎ 44-6688

まごころ相談

子どもの成長や行動にどう関わっていいか、どう「しつけ」をしていくか、子育てに疲れている時など、ご相談ください。不登校の相談もお受けします。

◇対象者

妊娠中、0歳から18歳までの子どもと保護者

◇相談スタッフ

臨床心理士・精神保健福祉士（児童家庭支援センター所属）

◇相談日 毎月第2、第4火曜日13：30～16：00

※祝日の場合は休み

※完全予約制

◇場所 府中市役所

※リ・フレ、ふらっと上下でも可能です。

◆問い合わせ先
子育て応援課
こどもサポートチーム
☎ 44-9146

こころの健康相談

不眠・憂うつなどで悩んでいませんか。医師や臨床心理士などが相談に応じます。

※事前予約が必要です。

◆問い合わせ先
健康推進課 元気づくり係
（リ・フレ）
☎ 47-1310
上下支所地域共生係
（ふらっと上下）
☎ 62-2231

教育相談

◇教育相談

府中市内の小中学校及び義務教育学校に在籍している不登校児童生徒やその保護者等の相談に応じます。

◇府中市教育支援センター

心に不安や悩みがあって、学校へ行けないお子さんに安心できる居場所を提供し、指導・支援を行います。
※事前予約が必要です。

◆問い合わせ先
学校教育課
☎ 44-9026

府中市教育支援センター
☎ 45-5050

納税相談

事情により、どうしても納期限までに納税できない場合は、ご事情を伺ったうえ、納税方法について相談を行っています。

◇相談日 平日8:30~17:15
※毎週木曜日（祝日及び休日は除く）の17:15~19:00は夜間窓口を開設しています。

◆問い合わせ先
税務課 債権管理対策室収納係
☎ 44-9129

民生委員・児童委員

地域の民生委員・児童委員が、生活に関する相談に応じ、助言・援助を行っています。

◆問い合わせ先
福祉課 地域福祉係
☎ 44-9149

小児科・産婦人科 オンライン相談（無料）

スマートフォンなどで小児科医、産婦人科医・助産師に無料で相談する事ができます。

※妊娠中～産後の悩み、新生児～15歳のお子さんの相談が可能です。

①小児科オンライン・産婦人科オンライン
相談LINEの動画通話・音声通話での相談。

平日18:00~22:00まで（相談時間10分）

②いつでも相談

LINEのメッセージチャットでの相談。
毎日24時間利用可能。

※利用には会員登録が必要です。会員登録の際には合言葉の入力が必要となりますので、医療政策課にお問合せください。

小児科医に相談できる

小児科オンライン



産婦人科医・助産師に相談できる

産婦人科オンライン



◆問い合わせ先
医療政策課 医療政策係
☎ 44-9138

府中市消費生活センター

消費生活トラブルを未然に防止し、消費者被害の救済を図るため、市民の消費生活に係る相談を行っています。

◇相談日
月・火・木・金曜日10:00~16:00
※12:00~13:00は除く、祝日・年末年始は休み
※相談日などの詳しい内容については、府中市消費生活センターまでお問い合わせください。

◆問い合わせ先
府中市消費生活センター
府中市役所1階南棟
☎ 44-9188

ふくし相談センター

府中市ふくし相談センターは、地域住民の生活上のあらゆる心配ごと、悩みごとの相談に応じ、関係機関と協力して社会資源を効果的に活用し、適切な助言をおこないます。

◆一般相談（毎週水曜日）

日常生活の中でのちょっとした困りごとや心配ごとなどのご相談

・受付時間 13:00～15:00

◆司法書士相談（毎月第1水曜日）

司法書士による相談。登記・相続等の手続きなどに関するご相談

・受付時間 13:00～15:00

◆弁護士相談（毎月第3水曜日）定員7名

弁護士による相談。財産・相続・金銭貸借・離婚等の法律に関するご相談

※弁護士相談は予約が必要です。

・予約時間 当日の9:00～13:00

・相談時間 13:00から受付順(20分)

◆問い合わせ先

府中市社会福祉協議会

☎ 47-1294

府中市くらしサポートセンター

府中市くらしサポートセンターは、複数の困りごとを抱え生活に困っている方の相談に応じ、安心して自立した生活を送ることができるようになることを目指し、支援を行っています。

◇相談できる方

府中市にお住まいの方で、生活に困っていて、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方。（生活保護を受けている方は除く）家族や近隣にお住まいの方、各関係機関からの相談もお受けします。

◇窓口開所時間

平日 8:30～17:00

※土曜日・日曜日・祝日・年末年始12/29～1/3を除く

◇相談方法 来所・電話・訪問など

◇相談費用 無料

◆問い合わせ先

府中市くらしサポートセンター

（府中市社会福祉協議会内）

☎ 46-3334

広島県ひとり親家庭サポートセンター

（一財）広島県ひとり親家庭等福祉連合会が広島県の委託を受け、ひとり親家庭等のみなさんの仕事や、暮らしの相談にきめ細かく対応しながら、自立を支援しています。

◆職業相談・職業紹介

就職・転職の相談や職業紹介に応じます。

◆生活相談

児童扶養手当や子どもの養育、住宅問題等くらしの問題解決のための情報提供や相談に応じます。

◆巡回相談

県内の市町で離転職セミナーを開催し就業の相談に応じます。

◆養育費専門相談

養育費に関する問題について養育費専門相談員が相談に応じます。

◆弁護士巡回相談

県内の市町で弁護士、養育費専門相談員が相談会を開いています。

◆土・日・祝日夜間電話相談

平日の相談が難しい方のために土・日・祝日・夜間に電話相談を受け付けています。

公式LINEを登録すると

広島県ひとり親家庭サポートセンター

AIチャットボットで 24時間 365日相談できます

公式LINEでできること

1. 講座やイベントの情報発信、求人広報の発信。
2. 相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内。
3. 「広島県ひとり親家庭サポートセンター」の相談予約。
4. 児童扶養当月額のおおまかな算出等。

「みまも」です

LINE登録はこちら

「あい」です

ID @729fowl

事業主体 広島県

お問い合わせ 広島県ひとり親家庭サポートセンター

〒730-0017 広島市中区鉄砲町 8-6 ありみビル2階
TEL・FAX 082-227-2377

7. 主な相談機関



名 称	所 在 地	電 話	備 考
広島家庭裁判所 福山支部	福山市三吉町1-7-1	084-923-2806	離婚に係る親権・養育費などの調停・審判など
福山公証人役場	福山市若松町10-7若松ビル4階	084-925-1487	養育費などの公正証書作成
法律相談センター福山	福山市三吉町1丁目6番1号 (広島弁護士会福山地区会館)	084-973-5900	
法テラス広島	広島市中区八丁堀2-31 広島鴻池ビル1階	0570-078352	毎週火曜日・木曜日13:30～16:50
広島県東部こども家庭センター	福山市瀬戸町山北291-1	(児童・家庭相談) 084-951-2340 (女性・DV相談) 084-951-2372 ※女性相談 月～金 10:15～17:00	・児童虐待 ・配偶者からの暴力(DV) ・児童の発達 ・子どもや家庭の問題など
児童家庭支援センターまごころ	尾道市栗原町1268-1	0848-24-0556	育児、いじめ、児童虐待、非行、不登校に対する相談支援
児童家庭支援センターこぶし	福山市加茂町下加茂898-1	084-999-9065	
全国健康保険協会 (協会けんぽ)広島支部	広島市東区光町1-10-19	082-568-1011	
備後府中年金事務所	府中市府中町736-2	41-7421	
府中市社会福祉協議会	府中市広谷町919-3	47-1294	
// 上下支所	府中市上下町上下869-5	62-2566	
府中警察署	府中市鶴飼町542-3	46-0110	

8. 医療機関など

名 称	所 在 地	電 話	備 考
府中市民病院	府中市鶴飼町555-3	45-3300	診療科目、診療日など詳しくは病院へお問合せください。
府中北市民病院	府中市上下町上下2101	62-2211	診療科目、診療日など詳しくは病院へお問合せください。
府中市湯が丘病院	府中市上下町矢野100	62-2238	診療科目：精神科 診療日：月～金曜日（受付は8:30-11:30）
福山夜間小児診療所	福山市三吉町南二丁目11番25号	084-922-4999	毎日19:00～22:30（受付は22:15まで）
こどもの救急電話相談	#8000 受付時間／毎日19:00～翌8:00		子どもの急な病気に困った時に、全国同一の短縮番号#8000をプッシュすることにより、お住まいの都道府県の相談窓口へ自動転送され、小児科医師・看護師からお子さんの症状に応じた適切な対処の仕方やお子さんの受診する病院等のアドバイスを受けることができます。
救急&予防サイト ＜こどもの救急＞	http://kodomo-qa.jp		

※市広報やホームページ及び新聞などで休日当番医を掲載していますので確認の上、受診してください。

9. その他

府中市ホームページ

府中市の概要や各種手続き、イベント募集、防災情報、統計情報など、市に関するさまざまな情報を提供しています。

府中市ホームページは
コチラ⇒



◆問い合わせ先
政策企画課 広報係
☎ 44-9131

府中市子育てハンドブック を作成しました！！



◆問い合わせ先
子育て応援課 ネット推進室
☎ 44-6688

広報ふちゅう

行政からのお知らせや暮らしの情報を掲載した「広報ふちゅう」を毎月1日に発行しています。

新聞折込及び公共施設で配布しています。新聞購読をしていない方で、公共施設へも出向くことができない場合は、郵送しますので、ご連絡ください。

また、スマートフォンアプリ「カタログポケット」をダウンロードすると、スマートフォンで広報を閲覧できます。多言語に対応し、音声読み上げもできます。

カタログポケットは
コチラ⇒



◆問い合わせ先
政策企画課 広報係
☎ 44-9131

facebook(フェイスブック)

府中市役所（広島県）

府中市公式facebookにイベント情報、市内の出来事、お知らせなどさまざまな情報を毎日見ることができます。

facebookはコチラ⇒



◆問い合わせ先
政策企画課 広報係
☎ 44-9131

府中市公式アプリ 「My府中」

暮らしに役立つ情報が簡単に入手できる総合機能型の市公式アプリ。市政情報やイベント、防災情報、ごみ収集日などさまざまな情報を提供しています。スマートフォンやタブレットへ無料でダウンロードして利用できます。

ダウンロードは
コチラ⇒



App Store



Google Play

◆問い合わせ先
DX推進課
☎ 44-9113

府中市公式「LINE」

「友だち追加」すると、災害や新型コロナウイルス感染症などに関する情報が発信されます。防災情報やごみの収集日、休日当番医などのサイトに簡単につながるメニューバーもあります。

「友だち追加」は
コチラ⇒



◆問い合わせ先
政策企画課 広報係
☎ 44-9131



MEMO

府 中 市
子育て応援課